

令和8年7月から

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～

1. 住居確保給付金とは

- ◆ 離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

＜支給額＞ 下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給
1人世帯 35,400円 2人世帯 42,000円
3～5人世帯 46,000円 6人世帯 50,000円
7人以上世帯 55,000円

＜支給期間＞ 3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能。最長で9か月間支給）

＜支給方法＞ 水戸市が不動産仲介業者等の口座へ直接振り込み（代理納付）

2. 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

- ◆ 申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① （ア）離職等又は（イ）やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失したこと又は住居喪失のおそれがあること。

※離職時の雇用形態、雇用期間及び離職理由は問わない。

※実家等、求職活動を行うに当たって居住可能な住居を所有していないこと。

※住居を喪失した場合、新規に入居する住居は支給額以下の家賃に限る。

② 以下（ア）又は（イ）に該当すること

（ア） 離職等の日から起算して2年を経過していないこと。

※延長及び再延長の申請時には問わない。

※（ア）の期間中に疾病、負傷、出産・育児等の事情により連続して30日以上求職活動ができなかった場合は、その日数を2年に加算した期間とし、最長で4年を経過していないこと。

（イ） 直近3か月に個人の責めによらない理由又は個人の都合によらないで収入が減少し、就労の状況が離職等と同等程度の状況にあること。

③ 以下（ア）又は（イ）に該当すること

（ア） 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。

（イ） 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

④ 申請日の属する月において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額 ※家賃が上限額以上の場合
1人	90,000円	35,400円	125,400円
2人	132,000円	42,000円	174,000円
3人	159,000円	46,000円	205,000円
4人	197,000円	46,000円	243,000円
5人	235,000円	46,000円	281,000円

※家賃が上限額未満の場合は 「収入基準額」 ＝ 基準額＋実際の家賃額

収入とは、以下を指す。

- ・ 給与収入：社会保険料等天引き前の事業主が支給する賞与を含む総支給額（交通費除く）
- ・ 事業収入：経費を差し引いた控除後の額
- ・ 失業手当
- ・ 各種年金：国民年金、厚生年金、共済年金、障害補償年金、遺族補償年金（労災保険）、年金生活者支援給付金、特別障害給付金、軍人恩給
- ・ その他：同居していない親族からの仕送り、役員報酬、不動産賃貸収入等

※申請月の収入を確実に推計することが困難な場合は、直近3か月の確定した

金額の平均を収入とする。

※複数月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で認定する。

収入として認定しないものは、以下の通り。

- ・ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、奨学金（貸与型・給付型の別は問わない）
- ・ 養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という特定の目的のために支給される手当・給付であることが確認できる場合）
- ・ 各種保険金の受取：生命保険、損害保険、学資保険 等
- ・ 一時的な収入：慰謝料（一括で支払われるもの）、ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合）
- ・ 借入金、退職金
- ・ 原則22歳以下かつ就学中の子の収入

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

※金融資産とは、預貯金、現金、債権、株式、投資信託をいう。生命保険、個人年金保険等は含まない。なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

世帯人数	金融資産
1人	540,000円
2人	792,000円
3人	954,000円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

⑥ ハローワーク又はジョブカフェいばらき（以下「ハローワーク等」という。）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記①(イ)に該当する者であって、自営業者であり、その事業再生に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると認められる場合は、6か月間に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。
 ※具体的な求職活動は下記の表の通り。

- ・「離職等」
- ・「やむを得ない休業等（就労を目指す者）」
- ・「やむを得ない休業等（事業再生等を目指す者）」

【離職等，やむを得ない休業等（就労を目指す者）の求職活動等要件】	【やむを得ない休業等（事業再生等を目指す者）の求職活動等要件】
① （申請時等）公共職業安定所等への求職申込み	①' （申請時等）経営相談先への相談申込み
② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）※	②' 自立相談支援機関での相談（月4回以上）※
③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）	③' 経営相談先での経営相談（原則月1回）
④ 企業等への応募（原則週1回以上）	④' 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
⑤ ブランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）	⑤' ブランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

※相談方法については、少なくとも月1回は対面しつつ、電話にて対応。

受給者の状態	支給期間中の求職活動要件		
	1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～9ヶ月
・ 離職等 ・ やむを得ない休業等（就労を目指す者）	①	①	① ② ③ ④ ⑤
	②	②	
	③	③	
	④	④	
	⑤	⑤	
・ やむを得ない休業等（事業再生等を目指す者）	①'	①'	
	②'	②'	
	③'	③'	
	④'	④'	
	⑤'	⑤'	

⑦ 地方自治体等が実施する類似の住宅給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

3. 住居確保給付金の支給額

- ◆ 月ごとに家賃額(上限あり)を支給します。月収が基準額以下の場合は、住居確保給付金支給額は家賃額(上限あり)となります。月収が基準額を超える場合は、以下の計算式により算出された家賃額(上限あり)となります。

住居確保給付金支給額 = 基準額 + 家賃額(実際の家賃) - 一月の世帯の収入合計額

※支給額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げて計算します。

※支給額が実家賃に満たない場合は、差額は自己負担になります。

※家賃には敷金、礼金、共益費、管理費等は含まれません。

【支給金額計算方法詳細】

①月の収入 ≤ 基準額

(ア)「家賃上限額 ≤ 実際の家賃額」の場合、支給額は家賃上限額となります。

(例)

【単身世帯で月の収入が75,000円、実際の家賃額が40,000円の場合】

月の収入75,000円 ≤ 基準額 90,000円(単身世帯) かつ

家賃上限額35,400円(単身世帯) ≤ 実際の家賃額40,000円 のため

支給額は 家賃上限額35,400円(単身世帯)

(イ)「実際の家賃額 ≤ 家賃上限額」の場合、支給額は実際の家賃額となります。

②基準額 < 月の収入 ≤ 収入基準額

(ア)「(基準額 + 実際の家賃額) - 月の収入 ≤ 家賃上限額」の場合、

支給額は「(基準額 + 実際の家賃額) - 月の収入」となります。

(例)

【3人世帯で月の収入が190,000円、実際の家賃額が60,000円の場合】

基準額159,000円 < 月の収入190,000円 ≤ 収入基準額205,000円 より

(基準額159,000円 + 実際の家賃額60,000円) - 月の収入190,000円 = 29,000円

「(基準額 + 実際の家賃額) - 月の収入」 ≤ 家賃上限額46,000円 ため

支給額は 「(基準額 + 実際の家賃額) - 月の収入」

(イ)家賃上限額 ≤ 「(基準額 + 実際の家賃額) - 月の収入」の場合、支給額は家賃上限額となります。 6

4. 住居確保給付金の支給開始月

- ◆ 新規に住宅を賃借する方については、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始します。
- ◆ 現に住宅を賃借している方については、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。なお、滞納した家賃に充てることはできません。

5. 住居確保給付金の支給期間

(例)

令和5年4月1日から同月30日までの間に申請した場合、
支給決定通知書には次のように記載されます。

支給期間

令和5年4月（令和5年5月家賃相当分）から
令和5年6月（令和5年7月家賃相当分）まで

この時「支給期間」は「令和5年4月から令和5年6月まで」を指します。
支給期間開始月は令和5年4月
支給期間最終月は令和5年6月であり、令和5年7月ではありません。

また、支給決定通知書には住居確保給付金の支給予定日も記載されます。

支給予定日

4月30日、5月31日、6月28日

支給予定日は「支給期間」ではありません。
したがって、3回目の支給予定日が6月28日だからといって、
「支給期間」の終了日は6月28日にはなりません。
あくまで「支給期間」は月単位で数えることから、あえて日単位で表すと、
支給期間開始日は令和5年4月1日
支給期間最終日は令和5年6月30日 となります。

6. 支給期間中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）が決定した場合は、水戸市自立相談支援室に連絡をしてください。その後「常用就職届」の提出が必要です。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を毎月提出してください。

7. 一定の要件を満たせば申請により延長（最大2回）が可能です

- ◆ 住居確保給付金の支給期間中に常用就職または経営状況の改善に至らなかった場合、一定の要件を満たしていれば、申請により3か月間を延長することができます。延長期間終了月に、なお同様の状況が続いている場合は、申請により3か月間を再度延長することができます。
（要件）・支給期間中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること 等
住居確保給付金の支給期間の延長及び再延長を希望される場合は、支給期間の最終月に、水戸市自立相談支援室へご相談ください。

8. 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。ただし、家賃上限額を超える変更はできません。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから家賃が一部支給（上限額未満）の方で、支給期間中に収入が減少し、基準額以下になった場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、自立相談支援室の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

申請書を提出する必要がありますので、家賃の変更又は収入の減少が証明出来る書類をご用意のうえ、水戸市自立相談支援室へお越しください。

9. 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 「2. 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります」の⑥に記載の求職活動を行わない場合、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
- ◆ 就労支援に関する指示を含む、水戸市生活福祉課及び水戸市自立相談支援室の指示に従わない場合は、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
- ◆ 常用就職し、その就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
※当該常用就職による収入のみで判断します。同一の世帯に属する者の収入や公的給付等、他の収入は考慮しません。
- ◆ 支給期間中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
- ◆ 自己都合で住宅を退去した場合は、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。ただし、大家からの要請の場合又は水戸市自立相談支援室の指示による場合は除きます。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同じ世帯に属する者が暴力団員と判明した場合又は受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止します。生活保護を受給した場合は、生活保護費と調整の上、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

10. 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則3か月、最長で9か月の支給です。
- ◆ ただし、以下の①から④のいずれも満たす場合には再支給が可能です。
 - ① 住居確保給付金の支給期間中又は支給終了後に常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加していること。
 - ② その後、新たに解雇（受給者の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責めに帰すべき理由または本人の都合によるものを除く）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めにきすべき理由、都合によらないで減少していること。
 - ③ ②の場合のいずれも、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していること。
 - ④ 「2. 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります」に記載の要件を満たすこと。

11. 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給期間中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先

水戸市自立相談支援室

TEL : 029-291-3941

FAX : 029-297-5515

水戸市福祉部 生活福祉課

TEL : 029-232-9171

FAX : 029-232-9224